

## 飯田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

### 1 令和7年人事院勧告の概要

#### (1) 本年の給与勧告のポイント（関係分）

- ① 民間給与との較差（3.62%）を解消するため俸給表を引上げ改定
- ② 民間の支給状況に見合うようボーナスを0.05月分引上げ
- ③ 自動車等使用者に対する手当の見直し

#### (2) 給与改定の内容

##### ① 月例給

- ・初任給を高卒6.5%、大卒5.5%引上げ
  - ・若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定  
平均改定率：全体全体 3.3%
- [1級 5.2%、2級 4.2%、3級 3.4%、4級 2.9%、5級以上 2.8%]

【実施時期】令和7年4月1日

##### ② ボーナス（期末・勤勉手当）

支給月数の引上げ（0.05月分） 年間4.60月分→4.65月分

（一般の職員の場合の支給月数）

区分	6月期		12月期
	令和7年度	期末手当 勤勉手当	1.25月（支給済） 1.05月（支給済）
令和8年度以降	期末手当 勤勉手当	1.2625月 1.0625月	1.2625月 1.0625月

【実施時期】法律の公布日

##### ③ 通勤手当の見直し

ア 「100km以上」を上限とする新たな距離区分を新設（上限66,400円）

イ 現行の距離区分についても、200円から7,100円までの幅で引上げ

【実施時期】ア：令和8年4月、イ：令和7年4月

区分	支給額		
	改正前	令和7年4月実施	令和8年4月実施
片道2km以上5km未満	2,000円	2,000円	2,000円
片道5km以上10km未満	4,200円	4,200円	4,200円
片道10km以上15km未満	7,100円	7,300円	7,300円
片道15km以上20km未満	10,000円	10,400円	10,400円
片道20km以上25km未満	12,900円	13,500円	13,500円
片道25km以上30km未満	15,800円	16,600円	16,600円
片道30km以上35km未満	18,700円	19,700円	19,700円
片道35km以上40km未満	21,600円	22,800円	22,800円
片道40km以上45km未満	24,400円	25,900円	25,900円
片道45km以上50km未満	26,200円	29,100円	29,100円
片道50km以上55km未満	28,000円	32,300円	32,300円

片道 55 km以上 60 km未満	29, 800 円	35, 500 円	35, 500 円
片道 60 km以上	31, 600 円	38, 700 円	-
片道 60 km以上 65 km未満	-	-	38, 700 円
片道 65 km以上 70 km未満	-	-	42, 200 円
片道 70 km以上 75 km未満	-	-	45, 700 円
片道 75 km以上 80 km未満	-	-	49, 200 円
片道 80 km以上 85 km未満	-	-	52, 700 円
片道 85 km以上 90 km未満	-	-	56, 200 円
片道 90 km以上 95 km未満	-	-	59, 600 円
片道 95 km以上 100 km未満	-	-	63, 000 円
片道 100 km以上	-	-	66, 400 円

## 2 条例の主な改正内容

条例名	条項	主な改正内容
(1) 飯田市職員の給与に関する条例	第1条	<ul style="list-style-type: none"> <li>通勤手当の額の改定</li> <li>令和7年度12月期の期末勤勉手当の支給割合の改定 一般の職員 期末127.5/100・勤勉107.5/100 特定管理職員 期末107.5/100・勤勉127.5/100 定年前再任用職員（一般） 期末72.5/100・勤勉52.5/100 定年前再任用職員（特定管理） 期末62.5/100・勤勉62.5/100</li> <li>給料表の改定</li> </ul>
	第2条	<ul style="list-style-type: none"> <li>通勤手当の新たな距離区分の新設</li> <li>令和8年度以降の期末勤勉手当の支給割合の改定（6月期、12月期） 一般の職員 期末126.25/100・勤勉106.25/100 特定管理職員 期末106.25/100・勤勉126.25/100 定年前再任用職員（一般） 期末71.25/100・勤勉51.25/100 定年前再任用職員（特定管理） 期末61.25/100・勤勉61.25/100</li> </ul>
(2) 飯田市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例	第3条	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度12月期の期末手当の支給割合の改定 177.5/100</li> </ul>
	第4条	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度以降の期末手当の支給割合の改定（6月期、12月期） 175/100</li> </ul>
(3) 飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例	第5条	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度12月期の期末手当の支給割合の改定 177.5/100</li> </ul>
	第6条	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度以降の期末手当の支給割合の改定（6月期、12月期） 175/100</li> </ul>
(4) 飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例	第7条	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料表の改定</li> <li>令和7年度12月期の期末手当の支給割合の改定 177.5/100</li> </ul>
	第8条	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度以降の期末手当の支給割合の改定（6月期、12月期） 175/100</li> </ul>
(5) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例	第9条	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定任期付職員に適用する給料表の改定</li> <li>特定任期付職員に適用する令和7年度12月期の期末手当の支給割合の改定 期末97.5/100・勤勉90/100</li> </ul>
	第10条	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定任期付職員に適用する令和8年度以降の期末手当の支給割合の改定（6月期、12月期） 期末96.25/100・勤勉88.75/100</li> </ul>
(6) 飯田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	第11条	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年3月31日までのフルタイム会計年度任用職員の給料の額は、改正条例の規定による改正前の給与条例別表第1及び第2を適用する。</li> <li>令和8年3月31日までのフルタイム会計年度任用職員の通勤手当及びパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額は、改正条例の規定による改正前の給与条例第18条第1項に規定する額とする。</li> </ul>
	附則	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1条、第3条、第5条、第7条、第9条の規定は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</li> <li>第2条、第4条、第6条、第8条、第10条の規定は令和8年4月1日から施行する。</li> </ul>